

白川町訓令甲第23号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱を廃止する訓令

白川町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和5年白川町訓令甲第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。